【表紙】

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

 【提出先】
 東海財務局長

 【提出日】
 平成21年3月4日

【事業年度】 第27期(自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日

【会社名】 株式会社JBイレブン

【英訳名】 JBELEVEN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 新美 司

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山30番地

の2

【電話番号】 (052)629-1100

【事務連絡者氏名】 専務取締役 伊藤 眞一郎

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山30番地

の 2

【電話番号】 (052)629-1100

【事務連絡者氏名】 専務取締役 伊藤 眞一郎 【縦覧に供する場所】 株式会社 名古屋証券取引所

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年9月26日に提出いたしました第27期(自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) 有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有 価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1)~(9)<省略>
- (10) 取締役の定数

当会社の取締役は10名以内とるす旨定款に定めております。

(11)<省略>

(12)~(13)記載なし

(訂正後)

(1)~(9)<省略>

(10) 取締役の定数

当会社の取締役は10名以内とるす旨定款に定めております。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(11) 省略

(12)株主総会決議事項を取締役会で決議する事ができる事項

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締 役会の決議によって中間配当を行うことが出来る旨定款に定めております。

(13)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。